

平成二十三年改正給与条例の施行の日において降格をした職員の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第三十三号

平成二十三年改正給与条例の施行の日において降格をした職員の特例に関する規則

特別に関する規則

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十三年佐賀県条例三十一号）又は佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十三年佐賀県条例第三十二号）の施行の日以降に降格をした職員（佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号）第二条第一号に規定する職員をいう。）については、当該降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなして同規則第二十四条の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。